

第 10 期
別府市分別収集計画

別府市市民福祉部生活環境課

令和 4 年 6 月

1 計画策定の意義

近年、持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールを目指し、様々な取り組みが進んでおり、廃棄物に関しても、ゴール12に「つくる責任・つかう責任」として、持続可能な生産消費形態を確保することとなっており、天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成することや廃棄物の発生防止・削減・再生利用及び再利用により廃棄物を大幅に削減するなどのターゲットを定めているが、現状の大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、更なる資源循環型社会を形成していくことが必要であり、そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場で役割を認識し、履行していくことが肝要と捉えている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の更なる3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、容器包装廃棄物の減量及び再資源化を図るための市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な方策を明らかにし、かつ、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルによる資源循環型社会の形成
- (2) すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減
- (3) 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の継続的推進のための啓発活動

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、以下の品目を対象とする。

- (1) スチール製容器
- (2) アルミ製容器
- (3) ガラス製容器（無色、茶色、その他）
- (4) ペットボトル
- (5) 段ボール
- (6) 飲料用紙製容器
- (7) プラスチック製容器包装（ペットボトルキャップのみ）

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
容器包装廃棄物	6,196 t	6,148 t	6,110 t	6,093 t	6,079 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、下表の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

方策名	事業内容
①ごみとリサイクルの学習会・講座	自治会、学校及びその他各種グループ等の要請に応じて職員を派遣し、ごみの減量化・リサイクルの推進の必要性と重要性の認識をさらに深めてもらう。
②マイバッグ運動の推進	市民・事業者・行政が協定を締結し、レジ袋の削減を推進しているため、広報・啓発等を継続して行う。
③別府市リサイクル情報センターにおける情報提供	市民及び社会見学の小学生等の来館者に、説明会、リユース工作、展示物及び各種事業等を通して3Rについての啓発を行う。
④環境教育の促進	小学四年生を対象に、3Rについての冊子を配布し、ごみの現状及びごみの減量化・リサイクルの重要性を啓発する。
⑤再使用・再商品化製品の利用促進	リターナブル容器及び再生資源を原材料とした製品の積極的な利用・販売の促進を図るため、啓発活動を行う。
⑥各種事業	リユース品抽選会、拠点回収事業等を通して、3Rに対する意識の向上を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、別府市が有する収集機材、選別処理施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分		
主としてスチール製の容器	缶・びん・ペットボトル		
主としてアルミ製の容器			
<table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: none;">主としてガラス製の容器</td> <td style="border: none;">無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器</td> </tr> </table>		主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器
主としてガラス製の容器		無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの			
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトルキャップ		
主として段ボール製の容器	古紙・古布		
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック		

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	129 t		127 t		125 t		124 t		123 t	
主としてアルミ製の容器	158 t		157 t		156 t		156 t		156 t	
無色のガラス製容器	(合計) 131 t		(合計) 127 t		(合計) 125 t		(合計) 122 t		(合計) 120 t	
	(引渡)量 131 t	(独自)処理量 — t	(引渡)量 127 t	(独自)処理量 — t	(引渡)量 125 t	(独自)処理量 — t	(引渡)量 122 t	(独自)処理量 — t	(引渡)量 120 t	(独自)処理量 — t
茶色のガラス製容器	(合計) 184 t		(合計) 181 t		(合計) 178 t		(合計) 176 t		(合計) 174 t	
	(引渡)量 184 t	(独自)処理量 — t	(引渡)量 181 t	(独自)処理量 — t	(引渡)量 178 t	(独自)処理量 — t	(引渡)量 176 t	(独自)処理量 — t	(引渡)量 174 t	(独自)処理量 — t
その他のガラス製容器	(合計) 98 t		(合計) 97 t		(合計) 97 t		(合計) 97 t		(合計) 96 t	
	(引渡)量 98 t	(独自)処理量 — t	(引渡)量 97 t	(独自)処理量 — t	(引渡)量 97 t	(独自)処理量 — t	(引渡)量 97 t	(独自)処理量 — t	(引渡)量 96 t	(独自)処理量 — t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	4.1 t		4.1 t		4.1 t		4.1 t		4.2 t	
主として段ボール製の容器	640 t		638 t		637 t		638 t		640 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) — t									
	(引渡)量 — t	(独自)処理量 — t								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 381 t		(合計) 379 t		(合計) 377 t		(合計) 377 t		(合計) 377 t	
	(引渡)量 — t	(独自)処理量 381 t	(引渡)量 — t	(独自)処理量 379 t	(引渡)量 — t	(独自)処理量 377 t	(引渡)量 — t	(独自)処理量 377 t	(引渡)量 — t	(独自)処理量 377 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 4.0 t		(合計) 4.0 t		(合計) 4.1 t		(合計) 4.2 t		(合計) 4.3 t	
	(引渡)量 — t	(独自)処理量 4.0 t	(引渡)量 — t	(独自)処理量 4.0 t	(引渡)量 — t	(独自)処理量 4.1 t	(引渡)量 — t	(独自)処理量 4.2 t	(引渡)量 — t	(独自)処理量 4.3 t
(うち白色トレイ)	(合計) — t									
	(引渡)量 — t	(独自)処理量 — t								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み = 排出量見込み(注1) × 回収率(住民協力度)(注2)

(注1) 排出量見込み

「容器包装算定対象廃棄物量(D3)」×「容器包装算定対象廃棄物に占める容器包装廃棄物比率(α)」で直近年度の「排出量見込み」を算出し、計画年度内については、「排出量原単位(予測)」×「人口(予測)」×「日数」で「容器包装算定対象廃棄物量(D3)」を算出し、上記の計算式で排出量見込みを算出する。

分別収集計画人口推計

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
117,128 人 (対前年度比) 99.34 %	115,580 人 (対前年度比) 98.68 %	114,805 人 (対前年度比) 99.33 %	114,026 人 (対前年度比) 99.32 %	113,247 人 (対前年度比) 99.32 %

※実績値と将来推計人口との開きはあるが、別府市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画との整合性を図るため、同計画の将来推計人口を採用する。

(注2) 回収率(住民協力度)

「直近年度の収集量実績」÷「排出量見込み(注1)」×「100」で直近年度の「回収率」を算出し、計画年度内については、直近年度の回収率を基に設定した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5項)

分別収集に伴う収集・運搬については現行の収集体制を活用して行い、選別・保管等については民間業者に委託するものとする。

なお、自治会及び市民団体等による有価物回収団体によるスチール製容器、アルミ製容器、段ボールの集団回収については、引き続き実施していくこととし、事業者による店頭回収が実施されている品目についても、引き続き促進していくこととする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬 段階	選別・保管等 段階
金 属	スチール製容器	缶・びん・ ペットボトル	市による定期収集、 市民団体等による集 団回収	民間業者へ委託
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器		市による定期収集	
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
プ ラ ス チ ック	ペットボトル		ペットボトル キャップ	
	その他のプラスチック製 容器包装			
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による定期 収集、 市民団体等による集 団回収	民間業者へ委託
	段ボール	古紙・古布		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6項)

缶・びん・ペットボトルの中間処理施設については、当面は民間の中間処理施設を利用することとする。

ただし、将来的には市が保有する中間処理施設の設置が望ましいと考えられる。

表2には、現行の収集における施設等を記載する。

表1 処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排出	所定の排出場所	共通集積場所利用
収集・運搬	収集車両	共通車両利用
選別・保管	ストックヤード	—
	その他選別施設	—

表2 分別収集の用に供する現有施設

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶・びん・ ペットボトル	指定袋	パッカー車	民間業者へ委託
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
ペットボトル	ペットボトル キャップ	回収箱	拠点回収	再商品化事業者へ 引き渡し
その他のプラスチック 製容器包装				
飲料用紙製容器	紙パック			
段ボール	古紙・古布	縛る	平ボディ車	民間業者へ委託

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ、プラスチック製容器包装及びプラスチック製品の分別収集について、将来的に実施する方向で調査検討を行う。
- ・可燃物及び不燃物に少なからず混入している容器包装廃棄物について、適正な分別排出を促すため、広報誌及びメディア等を活用して広報・啓発活動を実施する。
- ・排出された資源物に不適合物が混入している場合、排出者に対する適正な分別排出の啓発及び指導等を行う。
- ・質の高い再資源化を図るため、分別収集区分や排出方法及び収集機材等について検証を行い必要に応じて改善を図る。